

The Building Center of Japan 平成13年12月 4日制定 平成16年 4月 1日変更 平成18年 8月 1日変更 平成19年 5月 7日変更 平成23年 4月 1日変更 平成23年11月 7日変更

HR構-500-06

超高層・免震等建築物構造審査委員会 コンクリート構造審査委員会 鋼 構 造 審 査 委 員 会 木 質 構 造 審 査 委 員 会

## 特別評価方法認定に係る試験申請要領

(住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条関係)



評定部 構造課

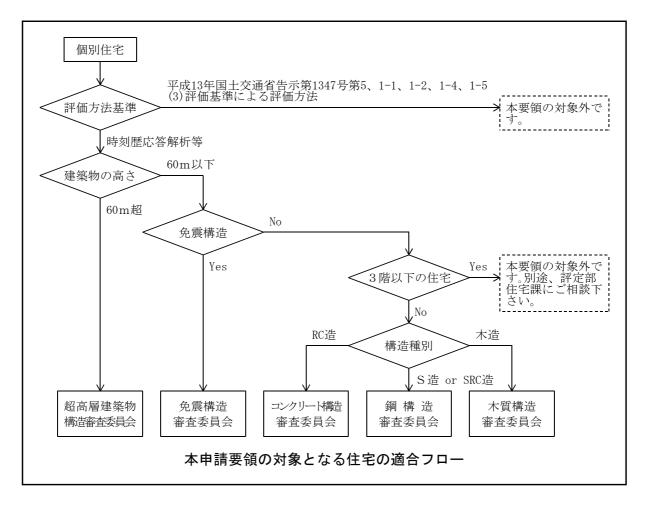
## 目 次

| <b>♦§1</b> . | 特別評価方法認定に係る                     | 試験の対象 ・・・・・・・・・・・2               |
|--------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <b>♦§2</b> . | 評価方法基準                          |                                  |
| <b>♦§3</b> . | 試験の申請の流れ                        | 4                                |
| (1)          | 事前相談                            | (9) 手数料の請求                       |
| (2)          | 申請資料提出                          | (10) 部会                          |
| (3)          | 受付部会                            | (11) 委員会資料提出                     |
| (4)          | 受付部会結果連絡                        | (12) 委員会(報告)                     |
| (5)          | 委員会資料提出                         | (13) 委員会結果連絡                     |
| (6)          | 委員会(ヒアリング)                      | (14) 試験の結果の証明書交付                 |
| (7)          | 委員会結果連絡                         | (15) 最終版図書提出                     |
| (8)          | 指摘事項回答書の送付                      | (16) 大臣認定の申請                     |
|              | 留意事項                            | ・・・・・・・・・・ 9<br>ラキサロのなサルー・・・・・ 9 |
|              | - 1. 申請の取り下げ及び<br>- 2. 審査期間について | 番食期日の延期について                      |
| <b>♦</b> §5. | お問い合わせ先                         |                                  |

### ◇ § 1. 特別評価方法認定に係る試験の対象

本申請要領は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条第2項の規定に基づく 特別評価方法認定に係る試験のうち、以下の性能項目及び住宅の種類に関わる手続きを 示したものです。

| 審            | 査 対  | 象              | 審査委員会     |
|--------------|------|----------------|-----------|
| 性能項目         | •    | 住宅の種類          |           |
| 1-1 耐震等級     | 建築物の | )高さが60mを超える    | 超高層建築物構造  |
| (構造躯体の倒壊等防止) | 超高層建 | <b>建築物の住宅</b>  | 審査委員会     |
| 1-2 耐震等級     |      | 鉄筋コンクリート造の住宅   | コンクリート構造  |
| (構造躯体の損傷防止)  | 建築物  | (3階建て以下の住宅を除く) | 審査委員会     |
| 1-4 耐風等級     | の高さ  | 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリ   | 鋼構造審査委員会  |
| (構造躯体の倒壊等防止  | が60  | ート造の住宅         |           |
| 及び損傷防止)      | m以下  | (3階建て以下の住宅を除く) |           |
| 1-5 耐積雪等級    | の住宅  | 木造の住宅          | 木質構造審査委員会 |
| (構造躯体の倒壊等防止  |      | (3階建て以下の住宅を除く) |           |
| 及び損傷防止)      |      | 免震建築物の住宅       | 免震構造審査委員会 |



### ◇§2. 評価方法基準

本申請要領による試験は、以下の評価方法基準に基づき審査を行います。

- (1)評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5、 1-1、1-2、1-4、1-5、(2)口評価事項
- (2) 構造の安定に関する試験業務方法書(HR構-01)、3.(2)試験方法
- (3) 時刻歴応答解析による試験ガイドライン (住宅性能評価機関等連絡協議会(平成13年10月25日決定))

### ◇§3. 試験の申請の流れ

#### 事前相談

- (1) 試験の申請にあたっては、担当職員と事前に打合せを行い、下記の 事項を明確にして下さい。
  - ①試験の審査範囲
  - ②建築基準法第68条の26第1項の構造方法等の認定の状況
  - ③建築物の概要・構造上の特徴等
  - ④時刻歴応答解析による試験ガイドラインへの適合
  - ⑤基準法施行令第36条第2項第二号に規定する耐久性等関係規定 への適合
  - ⑥試験等のスケジュール

なお、建築基準法施行令第36条第4項又は第2項第三号の認定に 係る性能評価と同時に申請することにより、効率的に審査することが 可能となります。また、試験用提出図書の一部(性能評価用提出図書 と重複する資料)が軽減されますので、担当職員と事前にご相談下さ い。

#### ◆申請における留意事項

申請に際しましては、本申請要領の他に以下の規程等を必ずよくお読み下さい。

- ①試験業務のご案内(HR-500)
- ②試験業務規程 (HR-01)
- ③試験業務約款 (HR-505)
- ④手数料一覧表〈試験〉(HR-510)

なお、試験には、追加・変更等の手続きがございませんので、追加・変更等の場合も、改めて新規として申請していただくこととなります。

# 申請資料 提出

(2) 申請資料は審査対象毎に下記の資料を担当職員に提出して下さい。 資料は、申請者がご持参下さるか、宅急便にて送付下さい。必要に応 じて受領書を交付致しますので、担当職員にお申し出下さい。資料の 提出後に、担当職員より、必要書類の確認、資料の内容の確認及び今 後の手続きのご説明を致します。

なお、資料が十分でない場合は受付できない場合がございますので ご注意下さい。

- ①試験申請書(HF01-01)
- ②試験用提出図書(※)

#### ※提出図書等の内容及び部数

提出図書の内容及び部数等については、申請する対象及び委員会ごとに以下の申請図書作成要領を配布しておりますのでご参照下さい。

- ・超高層建築物の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-HR501)
- ・コンクリート構造の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-RC501)
- ・鋼構造の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-ST501)
- ・木質構造の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-WD501)
- ・免震建築物の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-IB501)

申請の締切は以下のとおりです。また、審査スケジュール、部会日程等につきまして、ご要望がございましたら、担当職員にお申し出下さい。

#### ◆超高層建築物の場合

超高層建築物審査委員会は、ほぼ毎月2回開催しております。申請 の締め切りは原則として委員会の1週間前です。申請資料は、原則と して委員会開催の1週間前の午後4時までに提出して下さい。

#### ◆超高層建築物を除く個別建築物の場合

超高層建築物を除く個別建築物、膜材料及び木質材料の場合は、委 員会の開催にかかわらず随時受付を行っておりますので、担当職員と 十分に打ち合わせた後、申請資料の準備が整い次第に提出して下さ い。

#### ◆委員会の開催日

委員会の開催日については担当職員までお問い合わせいただくか、 下記のホームページをご覧下さい。

TEL: 03-5283-0465 評定部構造課

URL: http://www.bcj.or.jp/schedule/schedule.html

受付部会

(3) 受付部会担当の試験員及び担当職員による受付部会を申請の締切日当日又は翌日以降に行います。受付部会では、委員会当日のヒアリングの要否、ヒアリングにおいて特に説明を要する事項や追加検討を要する事項の有無について確認を行います(木質構造審査委員会では全ての案件のヒアリングを行いますので、受付部会はございません)。

受付部会 結果連絡 (4) 受付部会の当日又は翌日にFAXにて、委員会当日のヒアリングの 要否、予定時間及び受付部会の結果(特に説明を要する事項、追加検 討を要する事項等)についてご連絡致します。

委員会 資料提出 (ヒアリング) 受 付 否 委員会 結果連絡

(5) 委員会当日の必要書類((2)の申請図書作成要領参照)を委員会前 日(委員会が月曜日の場合は前週の金曜日)の午後4時までに提出し て下さい。受付部会の結果、試験用提出図書の修正が必要となる場合 は、対応可能な範囲内で修正して下さい。

なお、随時受付の場合も、受付の報告を行いますので資料の提出を お願いします。資料の内容は担当職員と打ち合わせ下さい。

委員会

(6) 委員会では、受付の可否、担当試験員、部会日程を決定します。

ヒアリングが必要な案件の場合、委員会で申請内容について説明を 行って頂きます。説明用資料(普通紙A4横、超高層建築物構造審査 委員会・免震構造審査委員会以外の委員会においては(5)の資料)を 用いて、10分程度でお願い致します。その後、試験員の質問にご回 答頂く形式で概要審議を行います(ヒアリングへのご出席は5名以内 となる様、ご協力下さい)。

また、委員会における質疑応答は「指摘事項回答書(HF50-06)」に まとめて下さい。

- (7) 委員会での結果を翌日までにご連絡致します。委員会翌日までにF AX等が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。
  - ・「受付可」の場合は、担当試験員、部会日程をFAXにてお知らせ 致します。併せて、承諾書又は試験申請書に承諾印を押印したもの をFAX致します。
  - ・「受付否」の場合は、電話にてご連絡致します。委員会終了後、お おむね10日で「不受理通知書」を通知致します。この場合、受付 のための試験用提出図書はご返却致します。

指摘事項回答 書の送付

(8) 委員会でヒアリングが実施された案件につきましては委員会当日の 指摘事項回答書(HF50-06)を委員会終了後おおむね1週間以内に e-mail又はFAXにてお送り下さい。必要に応じ、事前に担当試験員 に転送させていただきます。

手数料の請求

(9) 試験手数料については、(6)の受付委員会終了後、請求書を送付致 します。手数料が振り込まれていない場合、「試験の結果の証明書」 が交付されない場合がありますので、ご注意下さい。

部 会

(10) 部会は申請者にご出席頂き、試験用提出図書の説明をして頂くとと もに担当試験員と質疑応答等を行い詳細な検討を行います。再度部会 を開催する場合は、指摘事項回答書(HF50-06)及び追加検討書を必要 に応じて提出して下さい。なお、部会資料は、部会当日に担当試験員 数+担当職員分を持参して下さい。

指摘事項回答書は事前にお送りいただければ、担当評価員に転送させていただきます。

委員会 資料提出 (11) 部会での検討終了後、委員会への報告となりますので、委員会報告 用資料((2)の申請図書作成要領参照)を委員会前日の午後4時まで に提出して下さい。

委員会 (報告)

**人**(10) 部

会

委員会

結果連絡

確認

事項

(12) 委員会では、担当試験員より(11)の委員会報告用資料に基づき報告を行います(原則として申請者の出席は必要ありません)。

担当試験員の報告を基に検討を行い、委員会で評価方法基準に照ら し、次のとおり「適合」「適合(確認事項有り)」「保留」「不適 合」の何れかの判定をいたします。

- ・「適合」:特に問題なく審査終了
- ・「適合(確認事項有り)」:軽微な修正等を確認の上、審査終了
- ・「保留」:再度部会にて継続審査を行う
- ・「不適合」:審査を継続する事が困難であるため、審査打切り

(13) 委員会での結果を翌日までに次のとおりご連絡致します。なお、委員会翌日までにFAX等が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

- ◆「適合」「適合(確認事項有り)」の場合:審査終了通知書
  - ・確認事項、確認方法等に関しましては、審査終了通知書に記載い たしますのでその記載内容をご確認下さい。
- ◆「保留」の場合:試験保留通知書
  - ・審査を打ち切る事が妥当でないと判断されるものは、再度部会に おいて審査致します。その場合「試験保留通知書」を送付致しま すので、次回部会日程等をご確認下さい。
- ◆「不適合」の場合:後日、ご連絡後、審査終了通知書
  - ・審査を継続しても基準に適合する事が困難と判断された場合、又は、審査期間が6ヶ月を超える案件は「証明をしない旨の通知書」を通知致します。((12)の委員会終了後おおむね10日です。出来次第ご連絡致します)。

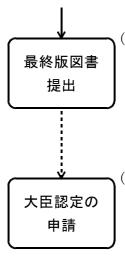
試験の結果の 証明書 交付

不

適

合

(14) 委員会において「適合」「適合(確認事項有り)」と判定された案件については「試験の結果の証明書」を交付致します。交付は(12)の委員会終了後、2週間程度です。出来次第、FAXでご連絡致します。お急ぎの場合は事前に担当職員にお申し出下さい。



(15) 委員会において「適合」「適合(確認事項有り)」と判定された案件については、「追加検討資料」及び「指摘事項回答書」を必ず含め「試験用提出図書」を基本とした試験資料「最終版図書」((2)の申請図書作成要領参照) 2部を、委員会終了後おおむね1ヶ月の間に提出して下さい。1部は、当財団確認印を押印の上、返却致します。

(16) 「試験の結果の証明書」の交付後、国土交通省に大臣認定の申請を していただくこととなります。申請方法につきましては、別冊の「特 別評価方法認定の申請の手続きについて」をご参照いただき、国土交 通省住宅局住宅生産課にお問い合わせ下さい。

(Tel: 03-5253-8111(内)39455 国土交通省住宅局住宅生産課)

### ◇§4. 留意事項

#### § 4-1. 申請の取り下げ及び審査期日の延期について

申請者側のご都合により、審査中に申請を取り下げる場合は、取り下げ理由を明記した「取り下げ届(HF01-06)」を提出していただきます。ただし、この場合、手数料は返還できませんので、ご了承下さい。

また、資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書(HF50-07)」を提出していただきます。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付致します。

#### § 4-2. 審査期間について

審査期間は、受付委員会から6ヶ月間です。(例:平成X年4月18日に申請されますと、審査期限は平成X年10月17日になります。)

審査期間が6ヶ月を過ぎますと、審査打切りとなります。

なお、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合 がありますので、ご注意下さい。

### ◇ § 5. お問い合わせ先

試験の申請及び資料の提出は、下表の担当職員までお願いいたします。

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求等は、下表の各部署までお願いいたします。

| お問い合わせ内容     | お問い合わせ先                                |
|--------------|--|
|              | (財)日本建築センター 評定部 構造課                    |
| 資料請求等        | TEL: 03-5283-0465 FAX: 03-5281-2823    |
| (資料の郵送を希望され  | URL: http://www.bcj.or.jp              |
| る方は、FAX又はメール | e-mail: kozo_1@bcj.or.jp               |
| にて、必要書類を明記   | (財)日本建築センター 大阪事務所 確認検査課                |
| の上、お申し込み下さ   | TEL: 06-6264-7731 FAX: 06-6264-7745    |
| ⟨ `° )       | e-mail: bcjos@bcj.or.jp                |
|              | 委員会の開催日                                |
|              | URL http://www.bcj.or.jp/schedule.html |
| 事 前 相 談      |  |
| 試験申請※        | (財)日本建築センター 評定部 構造課 担当職員宛              |
| 資料提出         | TEL: 03-5283-0465 FAX: 5281-2823       |
| 認定申請のお手伝い    |  |
|              |  |

※受付委員会および報告委員会は、大阪事務所では開催しておりません。 詳しくは、担当職員へお問い合わせ下さい。

#### 所在地

- (財)日本建築センター〒101-8986 東京都千代田区神田錦町1-9
- (財) 日本建築センター 大阪事務所 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号 明治安田生命堺筋本町ビル